

小児慢性特定疾病医療費支給認定を新規に申請される方へ（必要書類）

必要書類

- ① 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼同意書
 - ・ 申請者は被保険者（国民健康保険の場合は、住民票上の世帯主（世帯主が保護権を有していない場合は患者の保護権を持つ方））になります。
 - ・ 単身赴任等で被保険者が患者（児）と同居していない場合、患者と同居している保護者が申請者になることができます。なお、申請者が患者とは別の医療保険に加入している場合は、世帯調書の下段の「申請者」欄に記載してください。
 - ・ 重症申請をされる方、人工呼吸器を装着されている場合及び世帯内に小児慢性特定疾病又は難病医療費の助成を受けている方がいる場合は「自己負担限度額に関する特例」欄の該当する項目に○を付けてください。
 - ・ 受診医療機関欄が足りない場合は③の「受診医療機関申請書」に記載してください。
- ② 小児慢性特定疾病医療意見書
 - ・ 診断書（意見書）の有効期間は、申請日から起算して3か月以内に記載されたものです。
 - ・ 指定医制のため、指定医のみが診断書を記載することができます。指定医以外の医師が記載した診断書は無効になります。
 - ・ 意見書の様式は、指定医療機関が国の定めた様式を用意して作成します。
 - ・ 成長ホルモン治療をされる場合は「成長ホルモン治療用意見書」が別に必要となります。
- ③ 受診医療機関申請書
 - ・ 上記①の申請書又はこの申請書に記載されていない指定医療機関では、原則、医療受給者証を使用することができません。小児慢性特定疾病の治療で利用する指定医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション）を全て記載してください。
- ④ 世帯調書
 - ・ 同一の医療保険に加入している方々を世帯とみなします。詳細は記載例のとおりです。
 - ・ 対象者のマイナンバーを必ずお書きください。対象者の範囲は記載例のとおりです。
 - ・ 同一世帯に、小児慢性特定疾病又は難病医療費の助成を受けている方がいる場合は、受給者番号を記載し、難病医療費については受給者証の写しと保険証の写しを添付してください。自己負担上限額が世帯単位で按分され、負担上限額が個人ではなく世帯単位になり、自己負担上限額最上位者の金額になります。

例：同一世帯に難病の認定者がおり、難病の上限額が3万円、小児慢性の上限額が1万円の場合

難病の上限額 3万円 × (3万円 ÷ (3万円 + 1万円)) = 2万2,500円

小児慢性の上限額 3万円 × (1万円 ÷ (3万円 + 1万円)) = 7,500円
- ⑤ マイナンバーを確認する書類

下記のいずれかの書類を添付してください。

 - ・ 対象者の個人番号カードの写し
 - ・ 対象者のマイナンバーが記載された住民票又は住民票記載事項証明書（写しでも可）

| 医療保険等の種類 | マイナンバー必要な範囲 | | | |
|-----------------|-------------|----|------|--------|
| | 申請者 | 患者 | 被保険者 | その他世帯員 |
| 国民健康保険、国民健康保険組合 | ○ | ○ | — | ○ |
| 被用者保険 | ○ | ○ | ○ | × |
| 生活保護 | ○ | ○ | — | × |
- ⑥ 住民票（申請日から3か月以内のもの）
 - ・ 国民健康保険の方は、申請者及び患者（児）の世帯全員のものを御用意ください。
 - ・ 被用者保険の方は、申請者及び患者（児）の者だけでも結構です。
- ⑦ 保険証（写）
 - ・ 国民健康保険の方は、住民票における世帯全員の保険証の写しを御提出ください。

- ・ 被用者保険の方は、申請者と患者（児）のものを御提出ください。
 - ・ 住所欄が裏面の場合は、裏面の写しも御提出ください。
- ⑧ 区市町村民税課税証明書
- ・ 年間所得額及び所得控除額の内訳が記載されているものに限り、
 - ・ 国民健康保険の方は、同一保険に加入する世帯全員の区市町村民税課税証明書（課税証明書で扶養となっていることが確認できる方の証明書は不要）を御提出ください。
 - ・ 被用者保険の方は、被保険者のものを御提出ください。
 - ・ 以下の①②に掲げる方を除き、区市町村民税特別徴収税額決定通知書の写しの提出をもって代えることができます（通知書に所得控除額の内訳が記載されている場合に限り、）。
- ① 国民健康保険組合に加入されている方
 - ② 被用者保険で且つ区市町村民税が非課税の方

| 申請日 | 必要な書類 |
|------------------|--------------------|
| 令和4年4月から6月まで | 令和3年度住民税課税（非課税）証明書 |
| 令和4年7月から令和5年6月まで | 令和4年度住民税課税（非課税）証明書 |

- ⑨ 同意書
- ・ 受給者は患者（児）、法定代理人は申請者になります。
- ⑩ 委任状
- ・ 申請書類の提出を、申請者本人ではなく別の者が行う場合のみ必要になります。
- 【例】申請者が父で、申請書類を提出する者が母の場合、父から母への委任状が必要
- ⑪ その他の書類
- ・ 特定疾病療養受療証（マル長）を所有している場合は、必ず写しを添付してください。
 - ・ 申請者が里親や児童養護施設長の場合は、児童相談所が交付する受診券（マル児受診券）の写しを添付してください。
 - ・ 重症申請をされる方は「小児慢性特定疾病重症患者認定申請書兼診断書」が必要です。
 - ・ 人工呼吸器等の認定申請をされる方は「人工呼吸器等装着者申請時添付書類」が必要です。
 - ・ **寡婦（夫）控除のみなし適用申請をされる方は「戸籍謄本」及び「誓約書」が必要です。**

申請書類提出者の身元確認

マイナンバーを記載した申請を受け付ける場合、申請書類を提出する方の身元確認を行います。

身元確認は、下記「確認証A」又は「確認証B」を市町村の申請窓口にて提示することにより行いますので、申請書類を市町村の申請窓口にて提出する方は、「確認証A」又は「確認証B」を御用意ください。

確認証A

- 本人の顔写真、氏名、生年月日又は住所が掲載されている官公署の発行した証、又はそれに類するもの

個人番号カード、運転免許証（経歴証明書でも可）、旅券（パスポート）、在留カード、住基カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、船員手帳、小型船舶操縦免許証、戦傷病者手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、官公署がその職員に対して発行した職員証 等のうちいずれか1つ

確認証B

- 上記、確認証Aの提示が困難な場合（本人の氏名と、生年月日又は住所が掲載されていることが条件）

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、ひとり親受給者証、生活保護受給証明書、母子健康手帳、官公署が交付した証 等のうちいずれか2つ

注1) 提出者の身元確認については、確認証Aで行うことが原則です。そのため、確認証Bにつきましては、確認証Aを所有していない場合のみ使用することができます。

注2) 確認証に記載されている住所、氏名又は生年月日について、記載内容と事実と相違がある場合は、変更等をしたことを証明する書類（住所は住民票（住所履歴記載のもの）、氏名は戸籍抄本等）が別途必要です。